

いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL <http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/>

第17期・総会 66名が出席し盛会 会員拡大・宿泊健康学校などを決議 新理事長に高木弘己医師、 新事務局長は鈴木明男氏



総会で挨拶の副理事長・水野弁護士

NPO法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターは8月25日(土)第17期の総会を開きました。総会は、活発な討論を受け運動方針案・予算案などを満場一致で採択しました。

運動方針は「労安活動をベースに協力・協同の輪を広げよう」とし、快適な職場づくりをめざします。そのためにいのちと健康を守るネットワークづくりを進めミレニアム宣言やILO条約など世界的な視野で労安運動の到達点を学び運動に生かします。また、労安活動を労働運動の中心課題と位置づけて、①会員の拡大、②時間をかけた宿泊健康学校、③それぞれの職場からの通信員制度の導入など、従来の活動に加

えて新たな取り組みを決めました。

討論では、7名の発言があり、新日鉄・日立・IHI仲間からの自覚的な労安活動に取り組んでいる報告と全トヨタ労働組合の若月忠夫委員長から一年間の成果と非正規労働者・研修生などに視野を広めた運動が報告されて参加者の胸を打ちました。

また、2006年10月一宮健康センターが行った電話相談で対応した、三栄国康理事は肺の異常で苦しむ元ニチアス従業員の男性に病院や労災認定手続きなどを紹介。

2007年7月アスベスト被害による労災が認定された報告などがありました。

人事については理事長代行の田渕哲雄医師は顧問に、その後任として協立総合病院の高木弘己医師が理事長に決定。就任の挨拶をしました。また鈴木明男氏が事務局長に就任しました。事務局長だった宮崎脩一氏は事務局次長として後任の指導と運動を続けます。

休憩時間を挟んで「名古屋過労死家族の会」永縄知子会長から、過労死裁判の紹介がされ、原告から支援の訴えがありました。

愛知健康センターが 「みえる」存在となるように

新理事長・高木弘己（医師）

今回、健康センターの代表を、田淵先生からバトンタッチされ、身の引き締まる思いで一杯です。設立以来17年にわたる健康センターの方々の努力には頭が下がります。

過労死裁判をはじめとする、職場におけるいのちと健康を守る取り組みは、多くの職場にひろがっており、年会誌「いのちと健康愛知」には、その取り組みの詳細が掲載されています。微力ながら、これらの取り組みがさらに広がるよう努力したいと思います。

私自身は、呼吸器を中心とする診療にたずさわってきました。長時間労働・残業のために医者にかかることができず、薬がなくなり、喘息発作で救急入院する方、化学物質を扱う中で咳き込みや喘息発作がでてきた方、交代勤務で身体を十分休めることが出来ず毎日吸入器を使いながら働いている方など、たくさんの方が今の職場環境の中でいのちと健康をすり減らしている現実をみてきました。

子供の頃から診療してきた喘息の青年たちは、より深刻な労働環境の中で悪戦苦闘しています。こうした方たちが一人で悩んで、一人で何も出来なく我慢して働いているのが多くの現実です。

健康センターが、多くの働く方の悩みを相談できる「みえる」存在とさらになるように努力したいと思います。また多くの職場の健診結果は、ほとんどどこでも有所見者が40～55%をしめている状況です。

すでに職場の半分以上が病気を持ちながら働くという実態で、この点をみただけでも、職場の労働衛生安全の取り組みは、すべての働く人の運動にならないといけない必然性があります。

一方で国や大企業は「健康自己責任」をもとに、その範囲内での対応も強めてきています。本当に働く人々の立場に立った労働安全衛生の取り組みが職場で取り组まれることを応援できるセンターになれるよう、協力していきたいと思っています。



挨拶する
高木新理事長(右)と
退任される
田淵前理事長代行(左)

誇りある東京大気汚染公害裁判 画期的な勝利和解

東京社会医学研究センター理事 佐々木 昭三

トヨタ総行動をはじめ、愛知や全国の仲間の公害裁判支援を受け、提訴から11年のたたかいをふまえて、8月8日に東京大気汚染公害裁判が、誇りある画期的勝利和解をしました。

勝利和解の内容は、

- ①東京都にぜん息の医療費の救済制度を創出させたこと、
- ②国や東京都に新たな公害対策を約束させたこと、
- ③トヨタをはじめ被告自動車メーカーらに公害の発生責任を前提とした解決金を支払わせたことです。

原告団は声明で、「この裁判を通じて、広く国民に対し自動車排ガス問題を提起すると共に、国、東京都、首都高速道路会社、自動車メーカーの公害責任を追及し、都内10数万人のぜん息患者の医療費救済制度を被告の財源負担によって実現させ、本格的な公害対策を約束することができた。」と

述べています。

さらに、原告団は、かちとった医療費助成制度を今後も充実させ、公害対策をより徹底的、全面的にしてゆくために、運動の和を広げ、たたかう決意を語っています。

私は東京において、この裁判で、特にトヨタの社会的責任をはたさせる運動とたたかいに関連して協力・共同してきました。弁護団会議、原告・弁護団・支援の会の合同合宿、トヨタ総行動への東京の決起集会、トヨタ総行動参加への車中などでの問題提起や講演、白熱した討論に参加しました。

これらを通じて、今回の勝利和解で実感することは、ねばり強くたたかってこそ展望がつくられることです。原告をはじめ、弁護団、支援の会、労働組合、民医連など国民のいのちと健康を守る幅広い共同とあらゆる可能性を追求してのたたかいが勝利和解につながっているのです。

(愛知健康センター副理事長)

障害者が連帯 裁判交流集会のご案内

日時：9月30日（日）10:00～16:00

場所：名古屋市総合社会福祉会館大会議室（地下鉄黒川駅より徒歩10分）

主催：愛知視覚障害者協議会 後援：愛知健康センター

内容：Ⅰ、三つの裁判の交流

- ① 心臓疾患障害者の過重労働を認めて過労死認定を求める小池友子さんの裁判
- ② 言語障害者になった中津川市会議員の代読発言を求める小池公夫さんの裁判
- ③ 名古屋市の契約違反ヘルパー派遣事業廃止の是非を問う梅尾朱美さんの裁判

Ⅱ、記念講演：三つの裁判から見える障害者差別の実態とその背景

講師＝中谷雄二弁護士

Ⅲ、参加者による討論

◎：参加協力費 1000円

元・ニチアス社員、石綿で労災認定！ 一宮健康センターの電話相談が結実

10月7日に開いた「アスベスト・労災職業病電話相談日」に電話をいただいた方の御主人Hさんが、12月中旬に亡くなられた。10月中旬に呼吸困難になって救急車で一宮の病院に担ぎ込まれ、直ちに集中治療室入りしていたといいます。

奥様には、担当の医師に「ニチアス羽島に29年勤務。労災補償申請したい」ことをはっきりと告げるように進言したが、当医師は「そういうことは分からない」と言うのみという。そこで、旭労災病院の担当窓口の名前を教え、専門医の読影日時を聞いて出かけるように提案しました。読影日は御主人の葬儀の翌日。専門医は読影後直ちにニチアスに電話を入れて、丁寧に対応するよう要請し、ニチアスも誠意をもって労災申請をすると約束したといいます。

そのアスベスト障害労災が認定されました。Hさんの奥さんは、4月の時点で岐阜労基署の新任（4月から）署長より、「やっと手続きが完了した。難しいケースなので、5分5分でしょう。決定まで数ヶ月かかる」と言われて、不安な毎日を過ごされたといえます。

旭労災病院宇佐美医師の診断は、肺ガンでもなく中皮腫でもないということでしたが、胸膜肥厚斑を認めて、石綿障害と診断されたというのが遺族（夫人）の説明です。

労基署の認定書（7月19日付け）には、療養開始＝H18年10月14日、事由発生＝H18年12月15日、支給決定＝H19年7月10日。年金年額＝1809423円、特別年額＝400850円、定額支給＝3000000円、一時金（葬祭料）＝738540円などと書かれていました。2つの年額は、厚生年金と併給されるため、

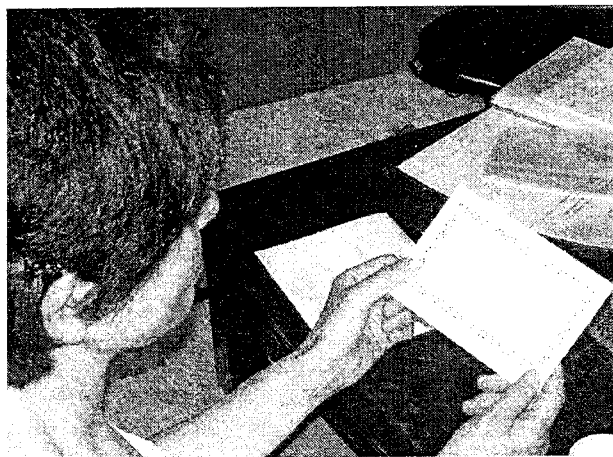
16%減額されていました。

なお、06年12月の時点でニチアス羽島は、Hさんに謝罪をした上で、「できるだけ協力はさせていただく」と言ったそうです。今回に労災認定にあたっては、「会社の規定の中では目一杯の見舞金を支給したい」と言われたので、Hさんはこれ以上の請求は考えていないそうです。

いずれにしても、わたしたち一宮健康センターが電話相談を設定し、それを新聞が事前案内しなければ、旭労災病院での診断、申請手続き、そして労災認定には至らなかったと考えられます。

アスベスト障害補償の取り組みを広げる災害の「掘り起こし」について、Hさんは新聞報道などに協力すると言っています。マスコミの協力を要請したい。また、一宮健康センターは、愛知センター等に一斉電話相談日などの設定を要請しています。

（文責：三栄国康）



獲得した年金証書を見る遺族

トヨタ・デンソー過労うつ病裁判を支援する会・発足総会

長時間・過密労働と上司のパワハラでうつ病を発症した川野さん支援する会発会総会を下記にて行います。皆さまの参加・ご支援をよろしくお願いします。

日 時；10月8日（月曜日・祭日）14：00～

会 場；刈谷市民会館（JR刈谷駅から徒歩5分。刈谷市役所横）

10月5日(金)13:10判決!

原告・両親が最終弁論し結審

ドラッグスギヤマ損害賠償・杉山裁判は、7月20日(金)11時から最終弁論が開かれ、結審しました。判決の言い渡しは10月5日(金)13:10名古屋地裁1103法廷で予定されています。ドラッグスギヤマが断罪される瞬間を、ご支援頂いた皆さんと見定めたいと思います。

結審法廷の冒頭、弁護団のやりとりがありました。

ドラッグスギヤマ・鮎沢顧問弁護士は、期日遅れで準備書面を提出してきました。この準備書面を、医学担当の中谷弁護士が手にしたのは当日のことでした。この点について、中谷弁護士は毅然と反論。この、「後出しじゃんけん」のような卑劣な手法は、鮎沢弁護士の常套手段だそうで、原告

弁護団はお見通しだったようです。中谷弁護士の追求により、裁判官は協議時間を設定し、原告弁護団による反論書の提出を認めざるを得ませんでした。

原告弁護団は、法医学者である、京都・山本先生に意見書を依頼。完成した意見書は7月30日に提出し、被告の卑劣な手段を使った主張に対し、原告弁護団は、根拠ある反論をしました。

以下に、原告・杉山正章さん、ふじ江さんの最終陳述、および、被告の最終陳述の内容をまとめました。なお、原告の最終陳述全文は、ホームページ「スギヤマ薬品の薬剤師杉山貴紀は何故過労死したのか?」(<http://www12.ocn.ne.jp/~sugiyama/>)をご覧ください。

◆杉山貴紀さんの母、原告・ふじ江さん最終陳述要点

- ① 絶望の日々が始まり6年2ヶ月、お墓参りが日課になった。平成13年4月22日午後2時頃、「もう少し頑張れるだけ頑張ってみるよ。」と痩せ細った顔で言い残し、見送ったのが最後の姿。
- ② 病院のベッドに寝かされ、冷たく痩せ細った哀れな姿の貴紀を見た時、「過労死」を確信した。
- ③ 平成16年10月18日、豊田労働基準監督署長から「過労死」との「労災認定」を受けたが、スギヤマ薬品は認めず遺族を苦しめており、許すことはできない。
- ④ 口頭弁論を重ねる毎に、スギヤマ薬品の杜撰な労務管理が明確になった。この杜撰極まりない管理体制により死を招き、犠牲になった。
- ⑤ スギヤマ薬品が提出する準備書面を読むたびに、「記憶」でっち上げの文章であり、故人のロッカー内の遺品さえ返してもらえない。母として生きた証を大切にしたいのに。
- ⑥ 「労災認定」のための証言集めに伺い、親身になって話してくれた方々に対し、スギヤマ薬品は、撤回の陳述書を書くために訪問している。「同情してつい言ってしまった」「あの時は可愛そうで」などという陳述書を読んで愕然とした。
- ⑦ 労災認定をきっかけに開設したホームページへの書き込みは、スギヤマ薬品を退社した方や現関係者の方などからにより、全て励ましメール。
- ⑧ 証人尋問で、榎並店長の答弁はシドロモドロであり、「シャチハタはお母さんに返した。」と証言したが、全くの嘘。病院で「杉山にはどれだけ助けられていたか。」といった言葉は忘れていないはずだ。
- ⑨ スギヤマ薬品の労働環境の改善を願うと共に、スギヤマ薬品が反省し二度と同じ犠牲者を出さないようにしてほしい。

◆杉山貴紀さんの父、原告・正章氏の最終陳述要点

- ① 今まで、何度となく陳述書を提出したが、息子の死を無駄にしたいくないという気持ちは、亡くなった6年前となんら変わっていない。
- ② 豊田労働基準監督署に労災申請をし、2年以上の調査を基に、平成16年10月、過重労働が息子の死因であるとの労災認定を受けた。
- ③ 裁判では、劣悪な労働環境による息子の肉体的・精神的苦痛と、スギヤマ薬品のズサンな管理体制が、回を重ねるごとに暴露されてきました。
- ④ 証人尋問は、人間の醜さをまざまざと見せつけられた一日であった。6年前の記憶に基づいてと、まるでビデオでも観ているような準備書面を提出し続けた挙句、証言台では「詳しくは覚えていない」と言い放つ。特に、榎並店長の、明らか動揺し「嘘」の辻褄合わせに言葉もかすれ、何度も台本を思い出しながら証言している姿を見ると、貴紀が上司と崇めた人物とは到底思えない。真実を話して頂きたいと望んでやまない。
- ⑤ 会社・スギヤマ薬品は、再三の遺品返還要求にも「何処にやったかわからない!」と、未だに全く応じてもらえない。遺族として、このような会社の態度に、

- 謝罪や反省などと言う事は寸分も感じられませんか、息子の命を軽んじているとしか思えません。このような会社の体質は、今後も社員を苦しめ続け、近い将来、第二の貴紀を出す事になる。
- ⑥ 社員にとって、会社での自己管理は当たり前。しかしそれは、会社の労働環境が整った上での自己管理。被告・スギヤマ薬品は、貴紀の過労死を風化させる事なく強く反省するとともに、これをターニングポイントとして、労働環境改善に努力してほしいと、心から切望。
 - ⑦ ドラッグストア業界では、薬事法改正で「登録販売者」の隠れミノを得て、今後も薬剤師不在という不法行為が、大手を振ってまかり通ると思われる。法を破る事が、利益優先のための暗黙の了解か?
 - ⑧ 私は今まで、「利益をとるか、真実をとるか」と言われたら、迷わず「真実」を取ってきた。部下にもそのように指導して来ました。必ず、社会が受け入れてくれると信じて、今まで仕事に取り組んできた。これからもそれが正論だと胸を張っていけるような判決を、そして息子貴紀の死を無駄にしない判決を要請致します。

ドラッグスギヤマ、「因果関係はない!」と最終陳述

原告の最終陳述の後、被告・ドラッグスギヤマ代理人弁護士が最終陳述しました。被告陳述の要点は、以下のとおりです。

「両親のお気持ちは理解できるが、スギヤマに医学的法的因果関係はない。

貴紀さんの死因は、前夜、焼肉店に行き、飲めないアルコールを飲んだため、食べた焼き肉をおう吐し、嚥下反射低下をおこし、その結果、軌道閉塞を起こし窒息死したものである。労基署の過重な業務によるものであるという認定は事実誤認である。

藤田保健衛生大学病院の診断によれば、胸部レントゲン写真に異物が見られ、異物は気管の奥まで確認できた。一次性おう吐による窒息死によるものである。豊田労基署の判断は誤りであり、大きな問題である。この点についてはすでに指摘してある。

また、貴紀さんの労働についても、1ヶ月あたりの残業時間は59時間であり、1時間は昼休みをとっていたと永覚支店・北浦さんは証言している。

さらに、原告が提出した録音は不正確であり、改ざんされており、不正証拠である。

以上、弊社と貴紀さんの死亡との因果関係は認められない。」

ドラッグスギヤマは、以上のように述べ、その責任を全面的に否定し、最終陳述を終わりました。

＜杉山裁判判決＞

日 時：10月5日(金)午後1時10分

場 所：名古屋地裁1103号法廷

中部電力控訴審
名古屋高裁
藤田過労死裁判

地裁よりも前進した!勝利判決を

10月31日(水)10時、名古屋高裁で判決

勝利判決で「判断指針の不合理性を明確に」しよう

5月11日の結審法廷では弁護団より、5月7日に判決が言い渡された福岡高裁カネライト事件の判決内容に基づく準備書面が出されました。

福岡高裁判決の内容は、第一に狭い平均人基準説を排斥して、地裁判決と同様「通常想定される範囲の同種労働者の中で脆弱なものを含む基準」とすべきことを認めている。第二に判断指針の基本とするライフイベント法（出来事毎に強・弱をランク付けをする）に限界があり、出来事を当人に与える影響で判断する等の相対的な比較により軽重あるいは因果関係の存在が判断される場合もあるとしている。第三に心理的負荷の要因となる業務上の出来事が複数存在する場合もあるとしている（同時進行で

担当している業務は多数あり、一件毎の評価では正しくストレス評価は出来ない）

これらのうち第一、第二の点は、本件の地裁での原判決やトヨタ田島事件の高裁判決でも認められています。今回判決の最大の特徴は、第三の点で福岡地裁が、はじめて明確に認めた判決を高裁でも是認した点が大きいと述べています。

また、原告の藤田さんは、陳述書で、ご主人が亡くなってからの労災認定のためのたたかひの状況や本当のことをまだ知らない子供さん達に「お父さんが家族のため仕事を頑張り過ぎて死んじゃったのよ!」と話すためにも労災を認めるようにと陳述しました。

(文責 伊藤 幸康)

刈谷市職員
倉田康弘さん
公災認定審査請求

審査会宛に要請書を提出

審査請求代理人19名分を集約

8月10日(金)午前10時30分、支援する会は、審査請求代理人19名もの方に書いて頂いた要請書を携え、地方公務員災害補償基金愛知県支部審査会に、要請書を提出しました。これは、3月12日に開かれた口頭意見陳述において、審査請求代理人が陳述する機会がほとんどありませんでしたので、陳述したい点を要請書としてまとめたものです。代理人各位の、倉田康弘さんの事案を是非公務災害と認めて欲しいという思いが詰まっていました。要請書を書いて頂いた方には心から御礼申し上げます。

要請書提出に出向いたのは、倉田・築瀬・平野・吉川・近森・今枝の6名。要請書

提出と同時に、審査会の現在の状況を問い質しました。明確な回答は得られませんでした。審査会は、以下のような状況であると推測されます。

審査会の結論は、この秋頃には出されます。近日中に、審査会三名の委員が集まって、最終の結論が出される段階です。審査会の結論は「裁決書」という形でまとめられ、その中には、公務上外とした判断の理由が明記されることになっています。3月に、公開制の口頭意見陳述が開かれてから5ヶ月以上が経過しています。必ず公務災害認定を勝ち取りたいものです。

(文責 今枝 正昭)

◆倉田利奈さんの談話

皆さんから頂いた要請書が公務災害認定に向けて強く後押しされることを願っています。皆さんのおかげでここまで来ることができたことに大変感謝しております。今後も引き続きご支援ご協力をお願い致します。

満席の傍聴席で結審

11月30日(金)午後1時10分、大法廷にて判決!!

支援する会・事務局員 高橋 久子

7月27日(金)午後1時30分、名古屋地裁2号法廷(いわゆる「大法廷」)にて、内野健一さんの労災認定を求める裁判の結審法廷が開かれました。

梅雨も明け、強い夏の日差しが照りつける裁判所前には、博子さんを支援する方々が続々集まりました。ご支援頂いている皆様方の温かいお気持ちには、本当に頭が下がる思いです。

開廷前に集会が開かれ、当日の法廷の内容が説明されました。集会で、結審法廷では最終準備書面の提出、原告・内野博子さんからの最終口頭意見陳述、判決日の言い渡しなどが行われるとの説明がありました。二年以上の時間をかけて、被告側の弁論を反論してきました。原告・博子さんは、どのような内容を陳述するのだろう、不安と期待が渦巻く中、大阪・毎日放送の取材があり、入廷の様子を録画したいとの説明。開廷前に、横断幕を掲げ、入廷する様子が収録されました。

鉄扉が開かれ、傍聴支援者が入廷。80席の傍聴席は、支援者で満席。過労死家族の会会員では、遠路、千葉から駆けつけて頂いた方も見えました。本当に有難うございました。

開廷に先立ち、マスコミの取材があることが裁判所事務方より説明。「写りたくない方は、お申し出下さい。」とのこと。およそ3分ほどカメラが回り、取材は終了。

いよいよ最終弁論。初めに裁判長から、内野健一さんが亡くなった、直接の死因についての確認がありました。原告から、死亡原因である「心筋炎」についての確認がありました。「原告から、専門医の意見書が出ているが、心筋炎については、双方軽度であったという理解でよろしいですね。」田巻弁護士は、間髪を入れず「ハイ」と応答。健一さんの死因は、過重な労働による

致死性不整脈による被災は明らかです。

いよいよ博子さんの最終口頭陳述。「博子さん、落ち着いて、はっきり大きな声で話して!」と心の中で。何故か心臓がバクバク。しかし無用な心配でした。

「会社も認めている、114時間という残業時間を、何故労働基準監督署が削減するのでしょうか?初めに結論ありきとしか思えません。・・・控訴しないで下さい。これ以上遺族を苦しめないで下さい。」

博子さんは、健一さんの被災から5年以上に及ぶ辛い胸の内を、全てぶつけるように、毅然とした態度で、時々、被告・国側を注視しながら、堂々とした陳述でした。博子さんの陳述が終わると、傍聴席からは拍手が起きました。

裁判長は、被告にも意見を求めましたが、被告・国側(豊田労基署)からは、特に意見陳述はありませんでした。最後に、裁判長から「判決日は、11月30日(金)午後1時10分。」との言い渡しがあり閉廷しました。およそ40分の結審法廷でした。

閉廷後、報告集会が開かれました。報告では、弁護団からは、①毎回満席の支援傍聴に対するお礼、②被告の弁論に対し全て詳細に反論してきたこと、③健一さんのケースは、労基署の認定申請段階で十分認められる事案であること、等が話されました。また、毎回支援傍聴に参加している前参議院・八田ひろ子さんのメッセージ、「毎回傍聴に来ていますが、今回は参加できません。当選したら再び国会で追及したいと思います。」が紹介されました。

集会の最後には、山下事務局長から、提出署名数が2万7千筆を超えたことのお礼、勝利判決をめざして最後まで支援を訴えるお願いがありました。

◆原告・内野博子さんの最終陳述要旨

- ① 2002年2月9日の早朝、夫・内野健一が会社で倒れた時から、私たち家族の運命が全く変わった。親戚や友達だけでなく、一部の会社の方も夫の過労を心配する中で工作中に倒れた。
- ② すぐに労災の申請を豊田労働基準監督署に。その時の会社の相談窓口は、堤工場人事・斉藤氏で、現場とやりとりをして書類を作成。頑張っていた夫の努力は当然問題なく認められるはずだった。
- ③ 豊田労基署で労災認定されず、愛知労働局でも棄却されたため、2年前に労働保険審査会に再審査請求をし、その2ヶ月後に豊田労基署長に対する行政訴訟。当初から、申請を却下された理由が全く理解できない。夫は査定評価者である上司に様々な役割を任命され、頭が回らないほど大変だった。そして、私はその夫の努力を認めてあげたい。
- ④ 夫はだれにでも優しく、誠実な人柄で友人や後輩からも慕われていた。子煩悩で、幼い娘と近所に三輪車乗りに出かけたり、家族でよく行楽へ出掛けたりした。ところが、亡くなる8か月前に子供の誕生日に合わせて2日間休みをとって出掛けてからは、徐々に忙しくなって希望の休みもとれず、仕事に追われるようになった。
- ⑤ 上司の頻繁な異動もあってか、本来の仕事以外の雑務がどんどん増えました。お盆の休みにも何日か出勤。眉間にシワを寄せて笑顔がなくなり、「余裕がない…」と言い始めた。
- ⑥ 冬になると、午後3時15分が定時の一直勤務でさえ、家族で夕食が食べられなくなり、年が明けた1月には1才の子供をお風呂に入れることもできなくなった。何とかならないのかと何度も聞いたが、「同年代の協力してくれる同僚がないから仕方がない」と答えていた。2月になれば定年になる井上さんの代わりに若いE X級の同僚が入って助け合えると信じていた。しかし、実際に入ったのは派遣社員でした。さらに研修やフォローなどで忙しくなり、その1週間後について倒れた。
- ⑦ 証人尋問で明らかになった通り、夫の基本的な仕事は品質管理のライン外業務で、非常に精神的に大変であった。常に不具合が出ないように気を使い、苦情があった際は他の工程に言って謝ったり、直しの調整をしたりと走り回りました。その内容の申し送りを含めると、ライン外になってから定時で終われることは皆無です。堤G L自身も、「仕事が大変で自殺したい。他の部署にかわりたい」と言っていた。
- ⑧ 本務以外にも、時間外には創意くふう提案、Q Cサークル、E X会、交通ヒヤリなどで残業。締め切りに間に合わないときには自宅まで持ち帰り、間に合うように仕事をしてきた。成果物には査定評価者である上司の印鑑も押されている。成瀬G Lも「結果的に仕事の評価につながる」ことを認めている。生産ラインでなくてもそこまで拘束される仕事が、どうして仕事ではないと言われて労災認定を却下されなければならないのか納得できない。
- ⑨ 車を作る時間だけが仕事ではなく、カイゼンや提案、事前準備やトラブルの後のフォローも仕事。堤G Lは仕事に関する話も「雑談」と言ったが、トヨタでは利益を確保するため、「ライン以外の仕事は仕事ではない」というふうに教育されている。堤G Lの証言は、実際の状況と会社の建前の間でとても悩み、明らかに動揺し、大変信用性のないものであった。証言からも判る通り、時間外にも必要不可欠な仕事が多く存在している。
- ⑩ 労災申請をしてから、行政の調査にとっても憤りを感じる。まず豊田労基署。遺族側が申請した、会社の証人である斉藤氏に、114時間もの時間時間外労働の実態の証言をお願いし、労基署で聴取をしてもらった。しかし労基署調査官は聴取書を作成しない。さらに、聞き取るべき内容を「会社の公式な文章として提出せよ」と言って、無理な要請にすり替え。この要請書については存在が明らかになっているが、未だに隠ぺいしている。なぜ出さないのか。聴取の義務を果たさない上に、認定の阻害要因を労基署自らが提案することなどあり得ない。

- ⑪ 課長と調査官の二人とも、年度末の人事異動で調査官が交替。新しい調査官は一言も話さず、全て森課長主導の調査に終始。自宅調査の際は、課長自ら夫のパソコン操作をし、データをコピー。しかし、この調査は労災を却下する理由を探しに来たという事が後に判明。仕事の内容をコピーせず、仕事前に行ったプライベートな部分を持って帰り、「仕事ではなく遊んでいた」との結論を出した。このような汚いやり方を使ってでも労災と認めようとししない。納得がいかない。
- ⑫ 愛知労働局も豊田労基署に追従して棄却。その上、審査官は3月末の異動が分かった上で、棄却の通知を4月になるよう投函して異動。誤った判断だとの認識があったのだろうか、このような出し逃げは許されない。
- ⑬ 現在進行中の労働保険審査会は、申請から2年経つにも関わらず、口頭審理が一度開かれただけで、いつ判断が下されるかの予測さえ立てられない。
- ⑭ 夫の仕事内容をきちんと調査せずに、豊田労基署が労災と認めないと判断したことは許す訳にはいかない。
- ⑮ 労災の立証責任が遺族側にある事に疑問を感じる。仕事の資料は基本的に会社にあるのに、どうやって遺族が手に入られるのか。子供は、当時1才と3才で、子育ても大変。時間の調整ができる仕事

をしながら、その合間を縫って、認定のためにさまざまな努力をしなければならぬ苦労があった。

- ⑯ 夫の仕事内容を把握するためにトヨタ自動車に何度も足を運んでやりとり。人事・斉藤氏と信頼関係を築いて資料を収集。自宅に残っている資料をもとに、他にも多数の作業をしていたことを確認し、労基署に提出する資料を作成。この作業が、遺族にとってどんなに大変なことだったか理解してほしい。子ども達が思春期を迎える前に「パパは仕事が忙しすぎて倒れたんだよ」と説明したい。
- ⑰ 会社では上司は絶対。大企業のルールの中、絶対的な上司のもとで夫が無理をせざるを得なかった状況が、証人尋問で、裁判官には理解いただけた。被告の判断は明らかに間違っている。真実をもとに、正当な判断を。被告側は控訴をしないで欲しい。
- ⑱ 最後に、これまで協力して下さった皆様方、本当にありがとうございました。

<トヨタ自動車・内野裁判判決>

日 時：11月30日(金)午後1時10分

場 所：名古屋地裁2号法廷(大法廷)

マツヤデンキ
小池 過 労 死
労災認定訴訟

署名・累計で4000筆を提出

9月 7日(金) 13:20~17:00 証人尋問
10月25日(木) 13:30~17:00 証人尋問

これまでに小池勝則さんの労災認定裁判を支援する会は弁護団会議と同時に事務局会議を開催してきました。そこでは事件の内容を弁護士から学んだり、原告の小池友子さんの実情や訴えを聞きながら進めてきました。

また、この間「会」は会員の入会リーフレットの普及をはじめ・会則案・役員構成案・署名用紙の作成などを行ってきました。更に愛知民報には梅尾朱美さんが「ひとこと」で小池さんの裁判を紹介されるなど運動が前進してきました。

この争議は、愛知障害者センターや愛知

健康センターなど多くの支援者に恵まれて順調に進んでいます。小池さんの居住地の豊橋市では東三河の救援会の皆さんが大きな支援を頂いています。

しかしながら、この間、開廷された法廷での傍聴席はいまいちでした。「支援する会」は運動のパワーアップで取り戻しをほかりたいと思います。

署名活動については名古屋をはじめ三河地域のオルグの成果もあって徐々に集まりはじめ既に4000筆を提出しました。

いよいよ証人尋問が始まります。声かけ合って傍聴できるようお願いを致します。

愛知製鋼が偽装請負、下請け社員の労災かくしが存在

2005年冬、東海市・愛知製鋼構内の工場で、右手中指先端を機械ではさむ損傷事故が発生した。直後に、現場作業長・下請会社の担当者が駆けつけ確認した。本人は大分痛がっていたが、作業長の口から出た言葉は、驚くことに「2ヶ月前に社員の〇〇が怪我をしたばかりなのに困ったなあ・・・まあその怪我と比べるとかすり傷だから、黙っといてくれ。」と大き目の軍手を渡されて、そのまま仕事を続けることになる。夜勤終了間際の朝方になっても出血が止まらない状態で、本人だけで病院に行くことに。

受診時に、「どこでどのように怪我をしたのか？」と質問され正直に答えたところ、「労働災害保険を適用してください」といわれる。仕方なくその日の診療代金は全額本人負担に。その後4～5回通院。すべて

無保険の本人負担。その翌日も仕事を休ませてもらうことなく、痛みをこらえながら勤務することに。現在、被災した方の指先はその時の怪我のせいで、変形したままになっている。

工場内作業中に怪我をし、作業長が怪我の現場を確認までしているのに、「報告」をすると会社の人事考課にも響いてしまうため隠蔽に走ってしまう。被災者の所属する下請け会社も労働災害の報告をしてしまうと仕事の受注に関係するので、出来るだけ報告をしないように。

被災から1年以上たった2007年1月に、愛知製鋼事務局内に設置されている内部通報機関に告発したが、事務局からの回答は「当社社員は関与していない」と信じられない報告があった。

◆ふれあいユニオンの活動により収集された情報

- ① 愛知製鋼社員が非正規雇用社員の労働災害を隠している。
- ② 死にまでは至らない労働災害が報告されない場合がある。
- ③ 愛知労働局は愛知製鋼の偽装請負の実態調査に踏み込んだ。
- ④ 内部通報機関に「社員による労災かくしが行われた」旨報告した。本来内部通報機関は実名での通報内容に対しては20日以内に回答しなければいけない義務がある。しかし、ふれあいユニオンが、愛知製鋼ほっとライン事務局からの回答を受けたのは、なんと7ヶ月も後だった。
- ⑤ しかも愛知製鋼側の回答は「下請け会社の社員が災害に合った事は認めるが、愛知製鋼社員が労災かくしをした事実は無い」との報告だった。
- ⑥ 愛知製鋼ほっとライン事務局は、「他社の事に関しては、コメントを控える」としている。しかし、6月28日よりの労働局実態調査の結果は、「偽装請負」状態であることが判明。

希求座「走れ！赤い自転車」公演



名古屋市中村文化小劇場

2007年10月5日(金) 18:30開演

6日(土) 13:30開演 18:00開演

7日(日) 11:00開演 16:00開演

事務局 〒467-0854 名古屋市中村区瑞穂区浮島町12-1315 TEL. 052 (691) 7554 FAX. 052 (694) 2707

稽古場 〒450-0002 名古屋市中村区名駅5-22-23第三上善ビル4F TEL・FAX. 052 (565) 8753

ホームページ <http://kkzhp.daa.jp/> Eメール kkzhp@ey.daa.jp

大人 前売 2,000円 当日2,300円

中高生 前売 1,500円 当日1,800円

小人 前売・当日500円

託児 有料予約制につきご連絡ください。



9月27日～29日、

全国一斉「じん肺・アスベスト電話相談」

南部法律事務所でアスベスト電話相談を実施

愛知健康センターは、造船連絡会が提起している、「なくせじん肺全国キャラバン行動」を支援しています。具体的には、07年秋のアスベスト被爆救済を目的として、「電話相談」を行います。

9月27日～29日、全国一斉「じん肺・アスベスト電話相談」を展開します。

アスベスト被曝を掘り起こし、医療機関と連携した検診の勧めと紹介、そしてできればその後のフォロー体制まで行うことができれば最良です。



昨年の電話相談の様子

受付時間：10時～18時まで（3日間） 電話：052-683-7702

お知らせ

2007年会誌発刊 特集「トヨタ生産システムと労働者」

「いのちと健康 愛知」2007年会誌

- ・特集では、猿田正機（中京大学教授）をはじめ10名の方が執筆、働くものの視点から、「世界のトヨタ」の実態に切り込んでいます。
- ・「ミレニアム格差」について大木一訓氏（愛知労働問題研究所）が、健筆をふるっています。
- ・前年の「2006年会誌」を上回る138頁のいのちと健康に関わる内容が満載です。
- ・その他の内容は、
 - ①この一年間の労災認定などを勝ち取るための運動の様子、
 - ②スズキ自動車・小松過労死裁判の判決文と和解調書（抜粋）、
 - ③愛知センターの活動などです。

是非ご一読下さい。

頒価 ￥1,000円

過労死裁判を訴える合同ビラを、早朝配布!

9月3日午前8時から9時まで、県庁前と裁判所前で過労死関連の裁判の訴えのビラまきと宣伝をしました。よびかけは愛知争議団、国民救援会県本部、各支援組織で25名以上が参加して約2,700枚のビラを配布しました。

今年の秋は10月5日13時にスギヤマ薬品過労死損害賠償請求裁判の地裁判決、10月31日10時に中電・藤田過労死裁判の高裁判決、11月30日13時にトヨタ・内野過労死認定裁判の地裁判決が予定されています。さらに、日程は未定ですが刈谷市職員倉田さんの公務災害認定の基金支部審査会裁決もこの秋に予定されています。これらの判決は全国の闘いに大きい影響を与えると予想されます。過労死は働く人のせいでおこるのでなく、行政や企業の

労働安全衛生体制の不備から起こることを、判決の中で明確に認めさせなければなりません。そしてすべての職場から過労死・過労自殺やうつ病をなくす闘いを前進さなければなりません。(文責:宮崎脩一)



合同ビラを配布する支援者

宮城県・中学校教師大友雅義先生過労自殺、 仙台地裁で勝利判決

判決要旨

平成19年8月28日判決言渡

平成17年(行ウ)第23号 公務外認定処分取消等請求事件

1 事案の概要

本件は、原告が、夫である大友雅義が、仙台で開催された第28回全国中学校バドミントン大会(全中大会)の競技役員として大会準備に従事中に自殺したこと(本件災害)について、地方公務員災害補償基金宮城県支部長が、平成15年5月23日付けで原告に対して行った、本件災害を公務外の災害と認定した処分の取消しを求める事案である。

2 結論

当裁判所は、地方公務員災害補償基金宮城県支部長による本件公務外認定処分は違法であって取消しを免れないと判断する。その理由の要旨は以下のとおりである。

3 争点(1)(中体連関連業務が公務にあたるか。)について

雅義は、本件災害があった平成10年度に、中山中学校バドミントン部の顧問に任命されていたとともに、県中体連バドミントン専門部副委員長及び全中大会実行委員会総務部部長としての職務(中体連関連業務)に従事していたところ、校長による部活動顧問への任命は、市中体連、県中体連及び全中大会実行委員会の役員に正式に選任された場合には、これに就任すべき旨の職務命令を包含するもの(条件付きの職務命令)と認めるのが相当であるから、中体連関連業務は、公務とは無関係の行為ということとはできず、学校長の職務命令によって行われる公務にあたるというべきである。

4 争点（2）（本件災害は雅義が従事していた公務に起因するものか。）について

（1）地方公務員災害補償法31条の「職員が公務上死亡した場合」とは、職員が公務に基づく負傷又は疾病に起因して死亡した場合をいい、上記負傷又は疾病と公務との間には相当因果関係が必要であり、その負傷又は疾病が原因となって死亡事故が発生した場合でなければならないと解すべきであり、上記相当因果関係が認められるには、公務と負傷又は疾病との間に条件関係があることを前提とし、これに加えて、社会通念上、公務が当該疾病等を発生させる危険を内在又は随伴しており、その危険が現実化したと認められることを要するものと解すべきである。

（2）うつ病と自殺との因果関係について

職員が精神障害に起因して自殺した場合、それが公務に基づく精神障害に起因して死亡したといえるためには、当該公務と精神障害との間に相当因果関係が認められること及び当該精神障害と自殺との間にも相当因果関係が認められることが必要であるところ、本件において、雅義がうつ病に罹患したことと雅義が自殺したこととの間に相当因果関係が認められることについては当事者間に争いが無い。

（3）公務とうつ病との因果関係

ア 内的要因について

雅義は、個体としての脆弱性を強める程の性格的特徴を有するとは評価できず、他に、雅義が、うつ病に罹患しやすい内的要因を有していたとは認め難い。

イ 雅義の従事していた公務の加重性(外的要因)について

雅義は、平成10年4月以降、免許外科目である社会科を初めて担当するようになったことが認められる。社会科は、指導経験がない科目であるゆえ、雅義は、指導方針や実際の授業内容をどのようにすべきかについて悩み、授業の準備に多くの時間と労力を費やしたものと推認でき、このことは、雅義に対し、相当な精神的負荷を与えるものであったというべきである。

また、雅義は、同年7月上旬に全中大会実行委員会の総務部部長に就任したが、大会運営等を総括する立場ともいえるべき総務部の職務の重責は多大なものであったと認められる。

加えて、雅義は、上記時期ころから、生徒会指導において、文化祭、体育祭、生徒会選挙の各実行委員会の指導が重なっていたこと、県中総体の準備等の職務を行わなければならなかったため、全中大会の職務を県中総体が終了した同月下旬以降の短期間に集中的に行わなければならず、学校における超過勤務に加え、自宅においても深夜に至るまで、このような職務に従事していたと認められ、これにより、極めて大きな精神的負荷が与えられていたというべきである。

雅義は、総務部部長に正式に委嘱を受けた同月上旬以前から、同月における過重な職務の状況を把握していたため、この時期が近づくに連れて、次第に不安感、重責感が募り、それが多大な精神的負荷となっていたものと推測され、このことから、同年6月末以降、不眠、食欲不振等のうつ病エピソードを訴えるようになったものと解される。そして、雅義は、同年7月中旬以降、疲労感を訴え、自信の低下ないし将来に対する悲観的な訴えをするようになったことからすれば、遅くとも、このころまでには、軽症のうつ病に罹患していたもの認めるのが相当である。

上記のように、雅義の従事していた職務内容は、雅義に対して質的に極めて大きな精神的負荷を与えるものであったと認められる上、雅義は同年6月以降、1か月に少なくとも約100時間以上の超過勤務を行っていたと認められ、雅義が従事していた公務は、労働時間から見ても、極めて大きな精神的負荷を与えるものであったというべきである。

そして、上記公務以外に、雅義に対してうつ病を発症させる外的要因となり得る事情は認め難いことをも総合すると、雅義が従事していた公務は、社会通念上、うつ病を発生させる危険を内在又は随伴しており、その危険が現実化したといえる関係にあるものと認められるというべきであり、したがって、雅義が従事していた公務と雅義が罹患していたうつ病の間には、相当因果関係が認められるというべきである。

（4）以上のとおり、本件災害は雅義が従事していた公務に起因するものと認められるから、本件災害の公務起因性を否定した本件公務外認定処分は、違法というべきであって、取消しを免れない。

第2回 健康で安全に働くための 全国交流集会に参加しよう!

主催：働くもののいのちと健康を守る全国センター
健康で安全に働くための交流集会実行委員会

1. 日時＝10月20日（土）13時～21日（日）12時
2. 会場＝愛知県犬山市・迎帆楼（Tel.0568-61-2205）
詳しくはホームページ参照 <http://www.geihanro.co.jp>
3. 目的
 - ① 労働組合運動の中に労働安全衛生活動をどう位置づけ、どう進めるか。方向性を明らかにし、活動家の養成をはかる。
 - ② 深刻なメンタルヘルス不全の現状を認識して具体的な対策を深める。
 - ③ 各組合、職場のとりくみを交流し進んだところから学ぶ。
4. 集会の主な内容
 - ① 記念講演 「『働き過ぎ』の社会をどう変えるか」
講師 岩城 穰弁護士（大阪・あべの総合法律事務所）
岩城弁護士は過労死・過労自殺事案を数多くあつかい、労働基準オンブズマンでも中心的な役割を果たされ、ホワイトカラーエグゼンプション等でも数多く発言されています。そのご経験から「『働き過ぎ』の社会をどう変えるか」のテーマでご講演いただきます。
 - ② 特別講演「労働組合運動にいのちと健康を守る課題をどう位置づけるか」
講師 全労連 小田川義和事務局長
今、労働組合が賃金闘争だけでなく、いのちと健康を守る課題を重視することがなぜ重要か、労働組合運動のあり方からご講演いただきます。
 - ③ 分科会の討議テーマ
 - 第1分科会 メンタルヘルスケアと職場復帰
助言者・阿部眞雄先生（労働科学研究所研究員）
メンタルヘルスケアと職場復帰について、産業医でもある阿部先生の助言もいただきながら交流します。
 - 第2分科会 労働安全衛生委員会をどう機能させるか
「職場巡視」「産業医の活用」など実践的な課題と、「労組のイニシャチブをどう発揮するか」の2つのテーマで交流します。（助言者未定）
 - 第3分科会 リスクマネジメントを学ぶ
講師・助言者に近藤雄二先生（天理大学）
近藤先生の近著「慢性疲労そのリスクのマネジメントを学ぶ」を学習します。
 - 第4分科会 労災認定のとりくみ
労災申請の実務を学び、たたかい・とりくみを交流します。
5. 参加費＝15000円（宿泊費および資料費等）
1日だけの参加費：4000円、2日間参加費：5000円
6. 愛知健康センターからのお願い
全国センターの学習交流会に格安の旅費で参加できる絶好の機会です。講師の話の中身も重要なものばかりです。各労働組合の三役と労安の責任者が是非参加していただき学習の成果を組み合わせ活動に反映できるようにお願いします。全労連本部からの参加要請を待たず、地元の労組として積極的な取り組みを愛知の健康センターとしてお願いする次第です。

お知らせ

過労死電話相談 電話：052-883-6966

<11月23日(祝・金)10時～16時>

困ったら 一人で悩まず 先ず電話

当面の日程

月 日	事 項	時間・場所など
9月6日(木)	第1回理事会	18:30 労働会館本館小会議室
7日(金)	中電・藤原裁判 マツヤデンキ・小池裁判証人尋問	10:00 名古屋地裁1103法廷 13:20～17:00名古屋地裁1103法廷
8(土)～9(日)	全国センター理事会	東京(宮崎)
11日(火)	アスベスト懇談会	14:00 労働会館本館会議室
13日(木)	視覚障害者人権・梅尾裁判	16:00 名古屋地裁1103法廷
18日(火)	第2回事務局会議	10:00 事務所
21日(金)	小池事務局会議	14:00 もやいビル
27日(木)	ボーダフォン・小出小池裁判(控訴審)	15:00 名古屋高裁 1001法廷
27(木)～29(土)	アスベスト110番	10:00～18:00 南部法律事務所
29日(土)	愛知労働問題研究所総会	14:00 労働会館2階会議室
30日(日)	障害者がたたかう裁判交流集会	10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館大会議室
10月1日(月)	第3回事務局会議	10:00 事務所
5日(金)	ドラッグスギヤマ・杉山裁判 判決	13:10 名古屋地裁1103法廷
5(金)～7(日)	希求座「走れ!赤い自転車」公演	名古屋市中村文化小劇場2,300円
9日(火)	デンソー・川野裁判	15:00 名古屋地裁402号
15日(月)	第4回事務局会議	10:00 事務所
19日(金)	一宮健康センター総会	19:00 一宮健康センター事務所
20(土)13:00～ 21(日)12:00	健康で安全に働くための交流集会	犬山市「迎帆楼」 (0568-61-2205)
24日(水)	金丸事務局会議	18:30 事務所
25日(木)	マツヤデンキ・小池裁判	13:30 名古屋地裁1103法廷
29日(月)	第5回事務局会議	10:00 事務所
31日(水)	中電・藤田裁判 判決	10:00 名古屋高裁
11月4日～10日	スウェーデン高齢者福祉と労安の旅(参加ご希望の方は、センター事務所へ)	
11月1日(木)	第2回理事会	18:30～労働会館本館小会議室
11月22日(木)	全国過労死家族の会厚労省交渉・総会	東京
23日(金)	全国過労死家族の会交流会	
23日(金)	過労死電話相談110番	10:00～16:00 センター事務所
30日(金)	トヨタ自動車・内野裁判 判決	13:10 名古屋地裁2号法廷